

第2章 教育を取り巻く現状

1 社会の状況

○少子高齢化

我が国の人口は、平成 17 年の国勢調査で出生数よりも死亡数が上回り、戦後初めて減少に転じました（約 21,000 人）。

本市においても、平成 17 年（市町村合併年）の国勢調査では、人口が 136,886 人であったのに対し、次調査の 22 年には 132,266 人となり、約 4,600 人（1 年にすると 900 人以上）が減少した数値になっています。また、人口の構成割合推移を見ると平成 17 年と 22 年において、年少人口（0 歳～14 歳）は 18,876 人が 16,842 人に（総人口の構成割合 13.8%→12.8%）、高齢者人口（65 歳以上）は 35,137 人が 37,378 人（同 25.7%→28.2%）と少子高齢化が着実に進んでおり、今後も年少人口の減少が見込まれます。

子どもたちは、これからの日本やふるさと八代を担っていく宝であり、減少傾向にある現在、より一人一人の教育に社会全体で取り組んでいく必要があります。増えつつある高齢者の経験や知識も活用しながらの学校教育、また高齢者自身の学習意欲にこたえる社会教育環境の構築が必要です。

【八代市の将来推計人口】

（単位：人、％）

年次	人 口				年少人口 指数 (A/B*100)	老年人口 指数 (C/B*100)	従属人口 指数 ((A+C) /B*100)	老齢化 人口指数 (C/A*100)
	総人口(1) 構成割合	0～14歳 (A)	15～64歳 (B)	65歳以上 (C)				
H 7	143,712	24,496 17.0	92,388 64.3	26,675 18.6	26.5	28.9	55.4	108.9
H12	140,655	21,347 15.2	87,621 62.3	31,606 22.5	24.4	36.1	60.4	148.1
H17	136,886	18,876 13.8	82,622 60.4	35,137 25.7	22.8	42.5	65.4	186.1
H22	132,266	16,842 12.8	76,585 57.9	37,378 28.2	22.0	48.8	70.8	221.9
H27	126,226	14,600 11.6	71,845 56.9	39,781 31.5	20.3	55.4	75.7	272.5
H32	119,797	13,018 10.9	65,714 54.9	41,065 34.3	19.8	62.5	82.3	315.4
H37	112,927	11,803 10.5	60,472 53.5	40,652 36.0	19.5	67.2	86.7	344.4
H42	105,897	10,791 10.2	55,898 52.8	39,207 37.0	19.3	70.1	89.4	363.3
H47	98,875	9,879 10.0	51,643 52.2	37,353 37.8	19.1	72.3	91.5	378.1

注 (1)には年齢不詳を含む。

※H7年～H22年の数値は国勢調査の結果である。

※ 推計はおもにコーホート要因法を用いた。この方法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法であり、平成17(2005)年までの実績値をもとにして推計を行った。

○国際化

交通や通信手段の発達に伴い、国家間の経済的、文化的結びつきが強くなっています。日常生活においてもニュースで外国の情報をリアルタイムで見聞きしたり、食べ物や衣類、電化製品に至るまでさまざまな外国製の品物を購入したりできる状況にあります。また、本市では、登録外国人数が、平成 19 年末は 841 人であったのが、平成 23 年末には 962 人に増加しており、短期的滞在を含め、今後外国人の往来が増えることが予想されます。

このように、日常的に人や物の交流が増えつつある今、異なった文化を理解し、多様な価値観を認め合う多文化共生社会に対応できる人材が求められます。

○知識基盤社会への移行

人、物、情報等の行き来が飛躍的に活発化する中、「知識」が社会経済を動かす基盤となる「知識基盤社会^{※1}」への移行が進んでいます。高度情報化、科学技術等の進展に伴い技術革新は加速し、中央のみならず地方もこの競争に対応していかなければなりません。

本市においても、このような社会に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を有する人材の育成がこれまで以上に求められるとともに、高度情報化社会に対応する ICT^{※2} 教育も重要になっています。

○価値観・ライフスタイルの多様化

人々の価値観の多様化、核家族化やライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域のあり方、役割が従来と大きく変化してきました。そのような中、平成 23 年 3 月の東日本大震災後改めて人と人との絆や家族の大切さが見直されています。

教育分野においても、人と人とのつながりを構築しながら、学校・家庭・地域が協力し合い、連携を図りながら取り組んでいくことが肝要と考えます。

※1 知識基盤社会：平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義している。

※2 ICT：Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

2 国・県の教育に関する動向

国では教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 18 年、約 60 年ぶりに教育基本法が改正されました。その中には、幼児期の教育、生涯学習の理念、家庭教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力などについて新たに規定されたほか、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考に、地域の実情に応じて教育振興のための施策に関する基本的計画を策定するよう努めなければならないことがうたわれました。

教育制度の見直しも順次進められ、学校教育分野においては、学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立、質の高い優れた教員の確保、責任ある教育行政の実現などに向けた法改正が行われました。学習指導要領も改訂され、「生きる力」の理念を継承しつつ、基礎的知識・技能の習得とともに思考力・判断力・表現力の育成も重視されたものになっています。また、社会教育分野においては、改正教育基本法を踏まえて社会教育法や図書館法、博物館法の改正が行われています。

平成 20 年 7 月、改正教育基本法を受け、国では 24 年までの 5 年間に取り組む施策を掲げた教育振興基本計画が策定され、現在、25 年度以降に向けた第 2 期教育振興基本計画の策定が進められています。

一方、熊本県では、これまで生涯学習社会の実現に向けた環境づくりが推進されるとともに、児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成、体力の向上など、子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みが進められてきました。

平成 12 年には、学校や教育委員会が取り組むべき基本的な方向性を示した「熊本県教育改革大綱」が、15 年には就学前の子どもたちのための「肥後っ子かがやきプラン」が、そして 19 年には県民みんなで子どもの育ちを支えるとする「熊本県子ども輝き条例」が制定されました。

このように県でもさまざまな取組が行われてきたところでしたが、平成 20 年に策定された国の教育振興基本計画を参考に、平成 21 年 3 月、「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」が策定されました。